

## — 第 11 次鳥獣保護事業計画の概要 —

「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」第 4 条に基づき、国の基本方針に即して、県が実施する鳥獣保護事業を推進するため、平成 25 年度を初年度とする「第 11 次鳥獣保護事業計画」を策定するもの。

### 第 1. 計画の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

※ 東日本大震災の影響により、現行の第 10 次計画の計画期間を平成 25 年 3 月 31 日まで 1 年間延長したため。

### 第 2. 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

#### 1. 鳥獣保護区の指定

本県の鳥獣相は、獣類 52 種・鳥類 370 種が報告され、多くの鳥獣の生息が確認されている。これは、鳥獣の生息環境を保護・保全する拠点として、これまで県指定の鳥獣保護区を 95 箇所（県土面積の 19.8%超：約 144,531ha）指定し、地域内の多様な鳥獣相を維持してきたことによる。

第 11 次計画では、既設鳥獣保護区の多くが指定期間（20 年間）の継続中であることを踏まえ、これまで守り続けてきた豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、鳥獣の生息状況等に応じた適切な鳥獣保護区の指定及び見直し等を行なう。

また、イノシシ又はニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、これらの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。

- (1) 新規鳥獣保護区の指定については、現段階において予定はないが、生息環境等鳥獣の保護繁殖上、必要と認められる場合には、関係者の合意の基、適宜指定する。
- (2) 既設鳥獣保護区 2 箇所について再指定（期間更新）を行なう。

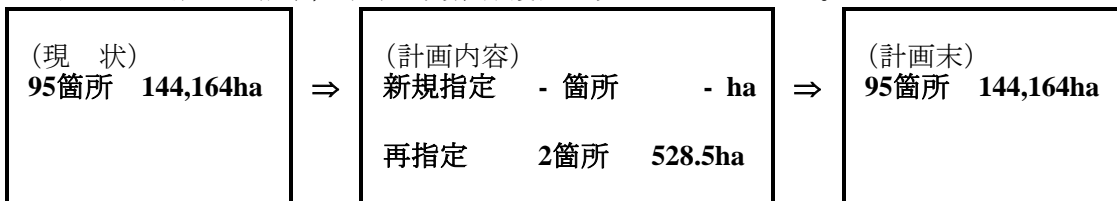
◆既指定地区の再指定計画表

〈第 1 表〉

年度	保護区名称	変更区分	更新前	変更面積	更新後	更新理由
平成26年度	山元鳥獣保護区 (山元町)	再指定	ha 7.5	ha -	ha 7.5	野生鳥獣の保護繁殖
	築館鳥獣保護区 (栗原市)	再指定	521.0	-	521.0	野生鳥獣の保護繁殖
計	2 箇所		528.5	-	528.5	

#### ◎ 第 11 次計画での鳥獣保護区指定状況

前述の再指定の結果、本県の鳥獣保護区は次のとおりとなる。



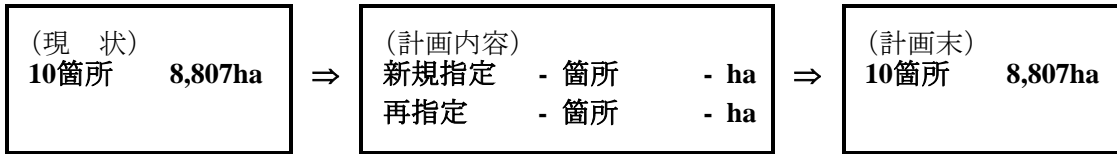
#### 2. 特別保護地区の指定

鳥獣の生息環境として特に保全を必要とする重要な地域について、これまで 10 箇所(約 8,807 h a)の指定を行っている。本計画期間内においては、既設鳥獣保護区を中心に鳥獣の生息環境を監視し、鳥獣の保護繁殖上、生息地の保全が特に必要と認められた箇所について適切に区域指定を行う。

- (1) 新規特別保護地区の指定については、現段階において予定はないが、生息環境等鳥獣の保護繁殖上、必要と認められる場合には、関係者の合意の基、適宜指定する。
- (2) 既設特別保護地区の変更については、現段階において予定はない。

### ◎ 第11次計画での特別保護地区指定状況

前述の新規指定の結果、本県の特別保護地区は次のとおりとなる。



#### 3. 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、長期的な狩猟の維持を図るものである。指定期間は2年間。

本計画期間中においては、狩猟者が減少傾向にあることや狩猟鳥獣の生息数に著しい減少が見られないことから、現時点では新たな指定を行う予定はないが、狩猟鳥獣の生息環境の変化や農林水産業被害等の状況に応じて、適切に対処する。

#### 4. 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区の指定目的を達成するため、保護区等の制札板・案内板の整備や補修を行う。生息環境の整備としては、地域環境や生態系に配慮しながら、餌木の植栽や巣箱等を設置する。また、「野鳥の森」については、案内板や観察路の整備・補修を計画的に行い、適正に維持管理する。

なお、鳥獣の生息調査や違法捕獲取り締まりのための巡視活動を継続する。

### 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1. 鳥獣の人工増殖

絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、ワシタカ類、ガン類等の希少種を対象として、傷病救護個体のうち治癒後放鳥不可能なものを活用し、個体数維持に努める。また、実施に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ技術を有する施設への依頼を前提に、仙台市八木山動物公園の協力のもと進める。

#### 2. 放鳥獣

獣類及び外来種の鳥類に関しては、生態系に影響を及ぼす恐れがあるため、保護繁殖上必要な場合を除き、放鳥獣しない。

また、ペット動物の逃げ出し・遺棄は、そのものの野生化を招き、既存生態系を破壊する可能性が高いことから、関係機関において、ペット動物の適正飼養及び保管について、指導・啓発に努める。

### 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 1. 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等については、その目的毎に具体的な許可基準を定める。

わなについては、人への危険及び錯誤捕獲を防止するため、猟具の構造を見直し、狩猟時のとらばさみ使用を禁止するなどの他、適切な設置（猟具への標識装着等）や地域住民への周知の徹底について指導する。

市町村への捕獲許可権限委譲については、生息数・分布等広域的見地を踏まえ、必要性・捕獲体制の整備状況等を勘案した上で市町村への委譲に努める。

捕獲物等については、鉛中毒事故等を起こすことのないよう、適切な処理の実施について指導する。また、保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可については、特に慎重に取扱い、適正な捕獲の実施について指導する。

#### 2. 学術研究を目的とする場合

理学，農学，医学薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者に対する許可については，必要最小限の種・数で1年以内の期間において許可するものとする。なお，研究により得られた成果については，学会・学術誌等により一般への公開を原則とする。

### 3. 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合

本県の鳥獣による被害状況は，カルガモ・カラス類等の被害が県下全域で恒常的に発生している。また，ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ等の大型獣類も行動圏，生息域が拡大し，それに伴い被害区域も拡大傾向にある。

これら大型獣類による被害増加に対しては，生息状況や被害状況の把握に努め，保護管理と被害防除対策等について市町村を含めた関係機関との連携協力により進める。

予察捕獲については，被害が大きく被害時期が一定し，かつ個体数の多いカルガモ・カラス類について許可対象種とする。

また，狩猟免許を受けていない者に対して，住宅等の建物内において小型の鳥獣を捕獲する場合，及び農林業者が自らの事業敷地内に侵入したイノシシ，シカ等を捕獲する場合に限り，さらに，有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業の全国展開に併せ，有害鳥獣捕獲の許可基準の設定を見直す。

### 4. 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

県が策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき，対象市町村が作成する特定鳥獣保護管理事業実施計画における捕獲の許可に当たっては，「宮城県特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領」によるものとし，捕獲数は特定計画の目標達成のための必要最小限数とし，許可期間は実施計画の期間内とする。

### 5. その他特別の事由の場合

その他特別な事由による捕獲は，「行政事務の遂行のための捕獲」，「傷病鳥獣の保護」，「公共施設等の展示のための捕獲」，「養殖鳥の遺伝的劣化防止のための捕獲」とし，それぞれの許可基準を定める。

## 第5 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

### 1. 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 銃猟を禁止するものについては，出猟者と地域住民の接する機会の多い地域，銃猟による事故発生の危険度の高い地域を，必要に応じて新規指定を行う。

わな猟を禁止するものについては，学校や通学路周辺，自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のために利用者が多いと認められる場所など，わな猟による事故発生の危険度の高い地域を，必要に応じて新規指定を行う。

なお，現段階において計画期間中の新規指定の予定はない。

(2) 既指定特定猟具使用禁止区域（銃）について，次のとおり更新する。

◆既指定地区の更新計画表

〈第2表〉

年度	名称	変更区分	変更前	変更面積	変更後	変更理由
平成25年度	三本木	再指定	ha 30	ha -	ha 30	期間更新
平成26年度	名取	再指定	617	-	617	期間更新
	仙台	再指定	4,300	-	4,300	期間更新
	西向	再指定	489	-	489	期間更新

	大郷大谷	再指定	637	-	637	期間更新
	高崎山	再指定	482	-	482	期間更新
平成27年度	阿武隈溪谷	再指定	294	-	294	期間更新
	宮沢	再指定	124	-	124	期間更新
平成28年度	直沢	再指定	6	-	6	期間更新
計	9 箇所		6,979	-	6,979	

### ◎ 第11次計画での特定猟具使用禁止区域指定状況

前述の再指定の結果、本県の特定猟具使用禁止区域（銃）は次のとおりとなる。



### 2. 指定猟法禁止区域

指定猟法（鉛製散弾）禁止区域については、引き続き、同区域の維持管理に努め水鳥の鉛中毒死の防止を図る。また、代替散弾の流通状況や国の動向を把握しながら、必要に応じて区域の見直し等を行う。

指定猟法（鉛製ライフル弾）禁止区域については、今後も規制を継続し、鉛中毒事故発生状況の監視に努める。

#### ◆既指定区域の更新計画表

〈第3表〉

年 度	区域名称 (指定猟法の種類)	変更 区分	変更前	変更面積	変更後	変 更 理 由
平成25年度	牡鹿半島 (鉛製ライフル弾)	再 指定	ha 8,537	ha -	ha 8,537	期間更新
計	1 箇所		8,537	-	8,537	

### 3. 猟区設定のための指導

管理された秩序ある狩猟が期待できる猟区の指定について、県猟友会や関係団体による指定が促進されるよう必要な助言を行う。

## 第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1. 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画は、地域個体群が著しく増加又は絶滅のおそれのある場合で、農林水産業被害や生態系の攪乱の程度から、保護管理が必要と認められる場合に樹立するものである。

ニホンザル・ツキノワグマについては、平成19年3月にそれぞれ第二期計画、第一期計画が、ニホ

ンジカ・イノシシについては、平成20年10月に第一期計画が策定されたが、今回、本計画に併せ4カ年の計画を策定し引き続き保護管理事業を行う。

## 2. 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画の目標を効率的・効果的に達成するため県及び対象区域の市町村は、年度ごとに適切な実施計画を策定する。

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1. 基本方針

鳥獣の保護管理を適正に推進するため、関係機関と連携を図りながら各種調査データの集積に努める。集積されたデータは「希少種情報データベース」を整備し、関係機関への情報提供を行なう。

### 2. 鳥獣保護対策調査

県内の生息分布の把握と保護管理対策の基礎資料を得るため、次の5項目について調査を実施する。

- ①鳥獣生息分布調査：県内に生息する鳥獣の分布・繁殖状況等を調査する。調査は、既存資料の活用、アンケート、聞き取り調査及び現地調査とし、保護管理上重要な種については、生息分布図の作成を検討する。
- ②希少鳥獣保護調査  
希少猛禽類保護調査：各種環境調査や民間団体等からの新たな生息情報の収集に努め（イヌワシ、マカサカサ、オオタカ） 営巣地および繁殖状況の情報を蓄積するとともに、データベース化や地図情報として整理する。  
その他の希少野生動物種：希少野生動物の生息状況等に関する情報を、広く提供を受けることが可能なシステムを整備し、希少野生動物種に関する情報収集体制を構築する。
- ③ガン・カモ・ハク  
チョウ類一斉調査：全国・県下一斉調査（年3回）による冬鳥の渡来地、渡来数を調査し、保護区指定等の検討資料を得る。
- ④鳥獣保護区の  
指定・管理等調査：既設保護区の指定効果を適正に把握するため、必要と考えられる箇所の鳥獣生息調査を実施する。

### 3. 狩猟対策調査

狩猟の実態を把握し、狩猟鳥獣の適正な保護繁殖を図るための基礎資料を得るため、次の3項目について調査を実施する。

- ①狩猟鳥獣生息調査：ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、捕獲した個体の状況報告に基づき調査し、保護管理の資料に活用する。
- ②狩 猟 実 態 調 査：狩猟登録者から狩猟の実態について報告を受け、地域別捕獲状況及びキジ・ヤマドリ出合等の調査を行い、狩猟鳥獣の生息状況を把握する。

### 4. 有害鳥獣対策調査

農林水産業に被害を及ぼし人との軋轢が増大している鳥獣について、被害状況や生態等を把握するため、次の調査を実施する。

- ①ニホンザル：生息数、生息分布、生息環境、生態等調査
- ②ツキノワグマ：学習鳥獣効果試験、生息数調査
- ③ニホンジカ：生息密度、生息環境、生態等調査。
- ④イ ノ シ シ：生息分布、生息環境、生態等調査。

## 第8 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

### 1. 鳥獣保護思想についての普及

広報活動の強化により、県民一人一人が野生鳥獣と接する基礎的知識を習得し、共存できる保護活動の推進及び指導を行うほか、傷病鳥獣の保護体制の強化を図り、救護活動を通じて鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

### 2. 野鳥の森等の整備

野鳥の森及び類似施設として、県内には4箇所が整備されており、本計画期間においては、野鳥の森観察路等の利用促進を図る。

### 3. 愛鳥モデル校の指定

小中学生を対象に鳥獣保護思想の普及を図るため、隔年度7校ずつ、2年間の期間で指定し、愛鳥活動の指導及び支援を行う。

### 4. 水鳥の保護

水辺域に落ちている釣り糸や鉛製のおもりによる水鳥の様々なケガや死を防ぐため、釣り愛好者に対し釣り糸とおもりの持ち帰りを呼びかけ、水鳥の生息域の保全への協力を促す。

### 5. 安易な餌付けの防止

安易な餌付けが鳥獣に与える影響についての県民理解を図り、生態系の保全に努める。

### 6. 法令の普及徹底

鳥獣捕獲の規制（特にかすみ網に関するもの。）や鳥獣の飼養登録制度について、県民に関係のある事項を、県ホームページ等広報媒体を積極的に活用し、県民への周知徹底を図る。

## 第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1. 鳥獣行政担当職員

鳥獣保護事業を適正かつ円滑に執行するため、担当職員の適正配置に努める。また、資質向上を図るため、計画的な研修の実施により、専門的知識の向上を図る。

### 2. 鳥獣保護員

鳥獣保護区等の巡視、管理及び狩猟の取締りを適正かつ円滑に実施するため、各地域ごとに1名以上（県内71名）の保護員を配置する。また、資質向上を図るため、計画的に研修を実施する。

### 3. 保護管理の担い手の育成

野生鳥獣の保護管理に関する研修会等へ地元住民等の参加を促進し、保護管理に精通した人材を育成するとともに、学校教育等と連携し、保護管理の担い手の育成を図る。

### 4. 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護収容、野生鳥獣に関する各種活動や普及啓発等、総合的な機能を備えた施設の将来的な整備に向けて関係者の意見を踏まえ検討を進める。

### 5. 取締り

狩猟事故及び違法捕獲等を未然に防止するため、県警、県猟友会と連携して、指導取締りを徹底する。

## 第10. その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1. 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

都市部郊外の開発により人と野生鳥獣の圏域が近接し、また高齢化・過疎化による農村環境の変化、狩猟者の減少などにより大型獣類による農林業被害等が恒常的に発生している。多様な鳥獣層の維持とともに、これらの被害防止が大きな課題であり、科学的な生息調査に基づく長期的視野に立った保護管理が求められており、これに従事する専門家の育成及び狩猟者の増員対策等も課題となっている。

## 2. 鳥獣の区分と保護管理の考え方

希少鳥獣	生息状況等の情報を収集するため、広範な関係者から情報提供を受けることができシステムを整備するとともに、宮城県レッドデータブックを改訂し生息地の保全及び種の保存について県民の理解と協力を求めている。 また、生物多様性保全上重要で、かつ緊急を要する種については、その捕獲、採取等を規制しこれらを保護するための条例等を制定し、保護・保全に向けた具体的取り組みを行う。
狩猟鳥獣	適正な捕獲の指導とともに、生息数が減少している種についてはモニタリング調査を行なう。また、被害を及ぼす種については捕獲を含めた保護管理・被害防除対策を講ずる。
外来鳥獣等	外来生物法を遵守し、特に特定外来生物として指定される種については、飼育・販売等の規制について周知するとともに、動物愛護担当課と連携して生態系、人命、農林水産業に悪影響を与える可能性のあるペット等の逸走に速やかに対処する。
一般鳥獣	非狩猟鳥獣の誤捕獲防止を指導するとともに、水鳥の鉛中毒防止のための指定猟法禁止区域の管理を実施する。

## 3. 狩猟の適正管理

狩猟に関する各種制度を総合的に活用することにより、狩猟を規制する地域の指定、狩猟鳥獣の捕獲数、狩猟期間等の制限を必要に応じてきめ細かに実施する。

## 4. 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、その個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策等への取組が必要な場合、関係者の意見を踏まえ、狩猟者の数を県知事が制限出来る入猟者承認制度の運用を検討する。

## 5. 鳥類の飼養の適正化

愛玩飼養は鳥類の乱獲に結びつくことから、新規の飼養登録は認めないこととし、県民に対して普及指導を行う。

また、飼養登録の更新時には、飼養個体のすり替え有無を確認するよう登録機関である市町村を指導する。

## 6. 傷病鳥獣救護の基本的な対応

救護機関（動物病院等）やアニマルレスキュー隊（県民ボランティア）の協力を得て、治療・一時飼養を行うとともに、県民の自発的参加を促進するための普及啓発に努める。

## 7. 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣（ヤマドリ）の販売許可については、規則第23条に規定する目的に競合し、かつ、当該鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのない場合においてのみ許可する。

## 8. 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合には、保健所、家畜保健衛生所等の協力により簡易検査を実施するとともに、その他の人獣共通感染症についても、必要に応じ検査を実施する。

また、感染防止対策について、県民、傷病鳥獣救護従事者等への周知に努める。

## 9. 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への対応

野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング調査について、県原子力センターによる測定データの収集に努め、検査結果を広く公表していくとともに、基準値を超えた地域においては食用としての摂取の自粛を要請するなど、必要な対応をしていく。